

# サーパス長門石防犯カメラ使用細則

## (趣 旨)

第1条 この細則は、管理規約第20条の規定に基づき、サーパス長門石管理組合が設置する防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の使用、管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第2条 防犯カメラの設置は、サーパス長門石敷地内における犯罪行為等の防止・抑制を図ることで、居住者の安全性の確保、及び管理組合の財産の維持保全に資することを目的とする。

## (閲 覧)

第3条 管理組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、防犯カメラの記録映像を閲覧することができるものとする。

- 一 犯罪行為、汚損、毀損行為が発生した場合
- 二 前号の行為の予防保全措置を講じる必要が極めて高いと認められる場合
- 三 警察から要請があった場合
- 四 理事会が必要と認めた場合

2 前項の理事会の決議を経る時間的余裕がないときには、理事長の判断により閲覧することができるものとする。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

## (立会い)

第4条 管理組合は、防犯カメラの記録映像を閲覧しようとする場合は、事件または事故関係者、複数の理事、警察官など関係当事者に、立会をさせなければならない。

## (貸 与)

第5条 管理組合は、警察及び公的機関から記録映像の貸与を求められた場合は、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の場合において、管理組合は、貸与の相手方に対し、記録映像の利用目的、貸与期間、第三者利用の制限、守秘義務、返却方法を書面に記載して提出するよう求めるものとする。
- 3 第1項の理事会の決議を経る時間的余裕がないときには、理事長の判断により貸与することができるものとする。この場合、理事長は、事後速やかに理事会に報告しなければならない。

## (守秘義務)

第6条 第3条、第4条及び第5条の規定により、防犯カメラの記録映像を閲覧したものは、個人のプライバシーに関する映像内容や関連情報をみだりに公表してはならない。

## (保存、取り扱い)

第7条 管理組合は、記録映像を7日間保存するものとし、この期間が経過したときは、消去するものとする。ただし、特に必要な場合は、この限りではない。

## (保 守)

第8条 管理組合は、防犯カメラの機器、記録映像を適正に管理するものとする。

- 2 管理組合は、前項の業務を第三者に委託する場合は、適切に管理が確保される旨を書面で定めるものとする。

**(規約外事項)**

第9条 この細則に定めのない事項については、理事会で協議のうえ、決定する。

**附 則**

**(施 行)**

第1条 この細則は、平成29年3月26日から執行する。

年 月 日

サーパス長門石管理組合  
理事長 様

貸与申請人  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

## 防犯カメラ記録映像貸与申請書

私は、サーパス長門石防犯カメラ運用細則の趣旨を十分に理解し、これを遵守しますので、下記のとおり、防犯カメラの記録映像を貸与いただきますよう申請します。

1 記録映像の利用目的

2 貸与期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 第三者利用の制限

貸与を受けた記録映像は第三者に絶対提供しません。 ハイ ・ イイエ

4 守秘義務

映像に関する個人情報は一切口外しません。 ハイ ・ イイエ

5 返却方法

年 月 日

サーパス長門石管理組合  
理事長 様

閲覧申請人  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

## 防犯カメラ記録映像閲覧申請書

私は、サーパス長門石防犯カメラ運用細則の趣旨を十分に理解し、これを遵守しますので、下記のとおり、防犯カメラの記録映像の閲覧を許可いただきますよう申請します。

1 記録映像の利用目的

2 閲覧日時

年 月 日 時 分

3 守秘義務

映像に関する個人情報は一切口外しません。

ハイ ・ イイエ